



ニュース

しぐなるあいず

しぐなるあいずによる「法人後見」が スタートしました！！

NPO 法人 成年後見センターしぐなるあいず

代表 早木 紀基

事務局 松戸市河原塚 165-40

電話・ファックス 047-391-1244

第12号 平成 21年 8月 10日 発行

「法人後見」???

理解力や判断力が不十分な人、自分の気持ちを人に伝えることが苦手な人たちの代弁をして生活を支えるのが後見人ですが、その役割を個人ではなくチームで行っていきましょうという形です。

しぐなるあいずは知的障害のある方の後見を法人後見の形で受けました。3カ月に1回「ケア会議」としてその方に関係する ①市の障害福祉課、②利用している福祉施設、③ヘルパー事業所からそれぞれの担当者に集まっていただき、しぐなるあいずの担当者も加わってその方の生活全般について情報交換したうえで問題点の解決や将来を見据えた暮らしについてアレコ話し合います。ここに先日行われた実例を紹介します。

ヘルパー事業所

歯科に通院支援しているが治療がもうすぐ完了することをしぐなるあいずに報告



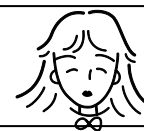
しぐなるあいず

歯科医に連絡したところ、治療が終了しても口腔ケア(歯磨き練習など)の必要を聞き、ヘルパーに口腔ケアを担当してもらうため障害福祉課に相談



障害福祉課

ヘルパーを利用するための介護給付費の支給量の増加を決定



ヘルパー事業所

入浴支援後、歯磨き指導支援を続けたところ、上手になってきている



ケア会議開催

口腔ケアを含め身の周りのこと、家事能力は向上する可能性がある。自宅ではヘルパーによる自立に向けての支援を期待することに

利用している福祉施設

障害特性を含め、ヘルパーに支援のノウハウをアドバイス



口腔ケアは、歯磨き、入れ歯の管理などが難しい障害者にとって特に重要な課題です。この課題に取り組めたうえ、身辺自立や家事能力向上にまで先が見えたことはこのケア会議による連携の成果ではないでしょうか。

法人後見はこのように支援の連携や継続性に期待が持てる特徴があります。当 NPO は法人後見の特徴を活かした支援の形をより充実させるよう努めていきます。しかし、それには、とても手が足りません。20 年度松戸市の協働事業に手を上げ、市民後見人養成事業に取り掛かりました。これまでに成年後見制度についての講演会を 3 回開き、その参加者の中から約 60 名の方が市民後見人養成初期研修に進まれました。この研修では、高齢者や障害者の理解、関係する諸制度に加え、成年後見制度について学んでいただきましたが、11 月から来年 2 月にかけてさらに理解を深めていただくための研修を予定しています。研修を終えられた後、当 NPO の素敵な仲間になれる日を心待ちにしています。

—— 賛助会員を募集しています ——

♡ 会員になって支えてください ♡

アドバイザーとして弁護士、司法書士、社会福祉士等専門家有志と連携しています

❖ 年会費

個人 1口 2,000 円

団体 1口 10,000 円

❖ 連絡、問い合わせ

しぐなるあいず事務局

〒270-2254 松戸市河原塚 165-40

TEL. & FAX. : 047-391-1244

この会報は赤い羽根共同募金の助成により作成されました